

町指定金融機関の変更と庁舎内の金融機関窓口を終了します

4月1日から、町の指定金融機関が、いわて平泉農業協同組合から岩手銀行へ変更になります。また、役場庁舎1階の出納室に隣接する指定金融機関の窓口が終了となります。これに伴い、出納室窓口での納付は、町が納付書を発行する税金、使用料のみの取り扱いとなりますので、県税や年金保険料などの納付は金融機関窓口のご利用をお願いします。



役場の出納室窓口

- 事務課 保健センターでの取り扱い
▽ 介護保険料(一関地方広域行政組合)
■ 取扱時間
▽ 平日
午前8時30分〜午後5時15分
▽ 窓口延長(事務課窓口)
毎週月曜日
午後5時15分〜午後7時
■ 問い合わせ先
出納室 ☎46-21111
(内線101)

振替納税の口座振替日を延長します

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、税務署で取り扱う申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告期限と納付期限が令和2年4月16日まで延長されたことに伴い、振替納税の口座振替日も延長となりました。
■ 申告所得税
▽ 納税などの区分：確定申告
▽ 延長後の申告・納付の期限
4月16日(木)
■ 個人事業者の消費税
▽ 納税などの区分
確定申告
▽ 延長後の申告・納付の期限
4月16日(木)
■ 振替納付日(延長後)
5月15日(金)
■ 個人事業者の消費税
▽ 納税などの区分
確定申告
▽ 延長後の申告・納付の期限
4月16日(木)
■ 振替納付日(延長後)
5月19日(火)
■ 問い合わせ先
税務課 ☎46-5563

男女共同参画推進委員会の委員を募集します

- 町では、男女共同参画社会の推進に関し、さまざまな人の意見を広く反映させるため、委員として参加いただける人を募集します。
■ 募集人数
おおむね6人
■ 活動内容
委員会に出席し、男女共同参画社会づくり(性別役割分担意識の改革、政策方針決定過程への女性の参画、雇用や産業分野での男女共同参画の推進、生涯を通じた女性の健康支援、暴力対策など)に関する事項について意見を述べてもらいます。任期は2年です。
■ 応募資格
町内に住所を有する満20歳以上の人。男女は問いません。
■ 応募方法
町ホームページからダウンロード
■ 期日：6月6日(土)
■ 場所
岩手県営運動公園ほか県内各所
■ 対象者
身体障害者、療育、精神障害者保健福祉いずれかの手帳を所持し、競技への出場を希望する人。
■ 競技種目
▽ 陸上競技▽ フライングディスク
■ 申し込み・問い合わせ先
保健センター ☎46-5571
FAX 46-2204



第22回岩手県障がい者スポーツ大会参加選手を募集します

- ▽ 水泳▽ 卓球▽ アーチERY▽ ボウリング
■ 申込期限：4月16日(木)
■ その他
詳細についてはお問い合わせください。
■ 申し込み・問い合わせ先
保健センター ☎46-5571
FAX 46-2204

国民健康保険の届け出を忘れず

退職や就職、転入や転出したときは、国民健康保険の手続きが必要な場合があります。届け出を行わないと国民健康保険と新たに加入した健康保険の両方へ保険料を二重に納めてしまうだけでなく、国民健康保険の資格が無い状態で国民健康保険の保険証を使用し、医療機関などを受診した場合、平泉町に医療費を返納する手続きが発生する可能性がありますので、速やかに手続きをしてください。また、各種手続きの際には、マイナンバーの分かるもの(通知カード、個人番号カード)と本人確認ができる書類(運転免許証など)も忘れずにお持ちください。

Table with 2 columns: 場面 (Situation) and 手続きに必要なもの (Required documents). Rows include: 加入するとき (When joining), やめるとき (When leaving), and その他 (Others).

戦没者遺骨のDNA鑑定を実施します

- 厚生労働省では、戦没者遺骨について、遺留品などの手掛かり資料から遺族が推定できる場合には、申請に基づいてDNA鑑定を行い、親族関係が判明した場合、遺骨を返還しています。この度、硫黄島などにおいて遺留品などの手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のため、DNA鑑定を試行的に実施することとしました。
■ 対象地域
硫黄島およびキリバス共和国ギルハート諸島タラワ環礁
■ 申請方法
厚生労働省ホームページから申請書をダウンロードし、提出してください。
■ 問い合わせ先
▽ 厚生労働省 ☎03-5253-1111
▽ 町民福祉課 ☎46-5562

し尿汲み取りは早めにお申し込みください

- 5月2日(土)〜6日(水)は5日間の連休です。し尿汲み取りは余裕を持って早めにお申し込みください。
■ し尿汲み取りの申し込み先
公徳社 ☎46-4235
■ 問い合わせ先
(南)平泉衛生社 ☎46-3934
▽ 一関清掃センター ☎21-2157
▽ 町民福祉課 ☎46-5562

地震による住宅被害復旧補助制度

- 東日本大震災と平成23年4月7日に発生した余震により住宅が被災した人を対象に、補修費用や改修費用の一部を補助します。
■ 補修に対する補助額
10万円以上の補修工事の半額(ただし上限は30万円)
※半壊一部損壊した住宅が対象。応急修理制度を活用した場合は対象外。
■ 改修に対する補助額
①地震に強くする(現在の耐震基準を満たさない住宅を基準に適合させる工事)
▽ 耐震改修工事の費用の半額(ただし上限は60万円)
②バリアフリーにする(床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレ設置などの工事)
▽ バリアフリー改修工事の費用の半額(ただし上限は60万円)
③県産材の使用
▽ 県産の木材を積極的に使用した改修工事の費用の半額(ただし上限は20万円)
■ 被災宅地復旧に対する補助額
地盤の補強や整地工事、擁壁の設置や補強工事などの復旧工事の費用の半額(ただし上限は200万円)
■ 利子補給
新築・補修で金融機関などから資金の借入れをした場合に、その利子の一部を補給します。
■ その他
▽ 工事に着手する前に必ず申請書類を提出してください。着工後の申請は補助対象外となります。なお当該年度内の完了が必須条件です。
▽ 対象となる工事内容を組み合わせる場合は、それぞれ補助金が交付されます。対象となる工事内容や手続き方法など、詳細については建設水道課までお問い合わせください。
■ 申し込み・問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569